

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
○公共測量の終了の通知（4件）（用地対策課）	1
○道路の区域変更（道路課）	1
○道路の供用開始（〃）	1
○道路の占用を制限する区域の指定の解除（〃）	1
○建築基準法による道の指定（建築指導課）	1
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画課）	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（12・4掲示）	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数〈〃〉	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数〈〃〉	2

告 示

高知県告示第720号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和6年3月高知県告示第237号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年11月27日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年12月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第721号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和6年5月高知県告示第390号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年11月27日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年12月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第722号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和6年5月高知県告示第391号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年11月27日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年12月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第723号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和6年5月高知県告示第392号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年11月27日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年12月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第724号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年12月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月17日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 窪川船戸
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
高岡郡中土佐町大野見神母野676番1から 高岡郡中土佐町大野見神母野689番1まで	前	14.2 59.8	142
	後	17.5 84.8	142

高知県告示第725号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和6年12月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月17日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 窪川船戸
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 （メートル）	供用開始年月日
高岡郡中土佐町大野見神母野676番1から 高岡郡中土佐町大野見神母野689番1まで	142	令和6年12月17日

高知県告示第726号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき指定した道路の占用を制限する区域を解除することとしたので、次のとおり告示する。

その関係図面は、令和6年12月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月17日

高知県知事 濱田 省司

- 占用の制限を解除する道路の路線名及び指定区域

路線名	指定区域
国道493号	安芸郡北川村柏木字島田瀬山756番40地先から 安芸郡北川村和田字代官地472番4地先まで

- 占用の制限を解除する占用物件
新たに地上に設ける電柱
- 占用の制限を解除する理由
災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認められなくなったため。
- 占用の制限を解除する期日
令和7年2月8日

高知県告示第727号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

令和6年12月17日

高知県知事 濱田 省司

- 高岡郡佐川町永野字兎田670番地先から字兎田666番6に至る延長62メートルの道
- 高岡郡佐川町永野字兎田666番4地先から字兎田660番3に至る延長40メートルの道

3	高岡郡佐川町中組字ミゾタ572番地先から字南テラ川1491番1地先に至る延長291メートルの道
4	高岡郡佐川町加茂字大ナロノ西4085番4地先から字大ナロノ上4071番4に至る延長139メートルの道

公 告	

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宿毛市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。	
令和6年12月17日	
高知県知事 濱田 省司	
1	都市計画の種類 宿毛都市計画道路
2	縦覧場所 高知県土木部都市計画課及び宿毛市役所

選挙管理委員会告示	

高知県選挙管理委員会告示第90号	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,506人である。	
令和6年12月4日（揭示済）	
高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司	
高知県選挙管理委員会告示第91号	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、162,548人である。	
令和6年12月4日（揭示済）	
高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司	
高知県選挙管理委員会告示第92号	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。	

令和6年12月4日（揭示済）	
高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司	
高知市選挙区	89,322人
室戸市・東洋町選挙区	4,095人
安芸市・芸西村選挙区	5,625人
南国市選挙区	12,901人
土佐市選挙区	7,276人
須崎市選挙区	5,538人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,117人
土佐清水市選挙区	3,541人
四万十市選挙区	9,079人
香南市選挙区	9,157人
香美市選挙区	7,072人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,824人
長岡郡・土佐郡選挙区	2,951人
吾川郡選挙区	7,500人
中土佐町・樽原町・津野町・四万十町選挙区	8,582人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,261人
黒潮町選挙区	2,928人